

Rapport

暮らしの交差点



目次

- REPORT 『新宿ふれあいフェスタ 2019』にて新宿区消団連が悪質商法の危険性をPR
- REPORT 新宿消費生活センター分館利用者懇談会を実施しました。
- NEWS 調理室に新しい備品を追加しました。

REPORT 『新宿ふれあいフェスタ2019』にて新宿区消団連が悪質商法の危険性をPR

『新宿ふれあいフェスタ 2019』にて新宿区消費者団体連絡会が悪質商法の危険性をPR

2019年10月20日(日)に開催された『大新宿区まつり ふれあいフェスタ 2019』にて、さまざまな悪質商法による消費者トラブルの危険性について、新宿区消費者団体連絡会がステージ上でPRを行いました。

『大新宿区まつり ふれあいフェスタ 2019』は新宿区の主催で毎年開催されており、今年で31回目を迎える新宿区最大の区民まつりです。さまざまな団体や企業・NPO法人によるブースやステージが戸山公園全体に展開し、当日は直前まで降っていた雨のせいで肌寒くもありましたが、多くの家族連れの方々が来場し賑わいを見せました。

複数あるステージの一つ「つどいのステージ」では、新宿区消費者団体連絡会による「消費者被害をなくすために」と題したPRパフォーマンスが行われました。

「お試しだと思って購入した割安の化粧品が、実際は定期購入になっていて不要なのに毎月商品が届いてしまう」や、「海外から届いたメールを不用意にクリックしたせいで、個人情報を広めると脅迫めいた請求が届いた」などといった事例を、ステージ上でユーモラスに演じながら、身近に潜む悪質商法の手口と危険性について訴えました。



ステージの後半では新宿消費生活センターの皆本所長と新宿警察署の長澤氏が登壇。皆本所長からは、最新のさまざまな詐欺や消費者トラブルの事例に合わせて、もし自分の身に何かあった時、不安に思った時は消費者ホットライン「188(局番なし)」にお気軽にお電話くださいとの呼びかけがありました。

続いて新宿警察署の長澤氏からは「たこのおすし」と題した防犯標語を使った特殊詐欺の防犯意識向上の訴えがありました。

また、電話での詐欺対策については、家庭の電話を常時留守電にするのがおすすめのとお話がありました。

声を耳で聞いてしまうと、人間は相手を信頼する心理が働き、普段から気をつけている人でも騙されてしまうことがあるそうです。

そうならないよう、電話が鳴ってもすぐには取らず、一度留守電メッセージに吹き込んでもらうことで、ワンクッション置いて落ち着いて聞くことができ、冷静さを欠いて騙されてしまうのを防ぐ確率が上がるとのことです。

たこのおすし

- 『た』 たくわえを 家族で守ろう 合い言葉!
- 『こ』 こを思う 親の気持ちにつけこみます!
- 『の』 のっちゃだめ!ATMでの還付金。
- 『お』 「おれだけど…鞆なくした」それは詐欺!
- 『す』 すぐ出ない。留守番電話を聞いてから!
- 『し』 しておこう。詐欺の手口と撃退法

新宿区立新宿消費生活センター分館 年末年始休館のお知らせ

新宿区立新宿消費生活センター分館は、年末年始を下記のとおり休館とさせていただきます。休館期間中は何かとご迷惑をお掛けすることと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

- ・年内最終開館日 : 12月28日(土)
- ・年末年始休館期間 : 12月29日(日)～1月3日(金)

新年は、1月4日(土)から平常どおり開館いたします。

※休館中に頂戴しましたお問い合わせについては、1月4日(土)より順次連絡させていただきます。

※2月の会議室・調理室の利用申請は2020年1月4日(土)午前8時30分より受け付けます。

本年中は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございました。

皆様のご多幸をお祈りいたします。

2019年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1



2019年11月1日(金)に3階会議室にて、新宿区立新宿消費生活センター分館の利用者懇談会を実施しました。

利用者懇談会は、分館のよりよい運営に向けて利用者様の声を広くうかがうために年に1回実施しており、参加をご希望の方は一般利用者・登録団体に関わらずどなたでもご自由に参加可能です。

本年の利用者懇談会では、日頃よく分館をご利用いただいている新宿区消費者団体連絡会の構成団体を中心に、複数の団体の代表者にご参加いただきました。

懇談会の席では、田中施設長より会議室・調理室・その他の館内設備について今年度実施した改善点をご案内し、その後、日頃の利用感やご要望・改善案などについて参加者にご意見を伺いました。参加者からは、会議室利用時の使用時間についてのご質問や、調理室の調理設備について追加備品のご要望・改善案などを頂戴いたしました。これらのご意見を参考に、今後の分館運営についてもさらなる改善を検討してまいります。なお、例年実施しております利用者アンケートについては会議室及び調理室の利用者を対象に、来年2月頃に実施する予定です。

NEWS 調理室に新しい備品を追加しました。

利用者様からのご要望を受けて、調理室兼商品テスト室に以下の備品を追加いたしました。

【電子レンジ】

従来は、システムキッチン内のオープンレンジをご利用いただいていましたが、少量のものをもっと手軽に温めたいとのご要望があったため、中型サイズの電子レンジを1台追加いたしました。

システムキッチンのオープンレンジも引き続きご利用いただけますので、分量や用途によって合わせてご利用ください。

【耐熱ボウル】

電子レンジの追加に伴い、ボウルについても耐熱仕様のものを追加いたしました。こちらのボウルの耐熱温度はマイナス20度~140度ですので、電子レンジや湯煎、また冷凍庫での使用も可能です。なお、耐熱ボウルは直火やオープンでの使用には耐えられませんのでご注意ください。(全4個)

【粉ふるい】

お菓子作りで活躍する粉ふるいを買い換えました。シンプルに手でふるうタイプですので目詰まりを起こしにくく、洗いやすい形状のものとなっています。(全4個)

今後も、調理設備や器具について、ご意見やご要望がございましたら、センター職員までお気軽にご相談ください。



新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館では、会議室と調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。ご利用にあたっては、利用日前日までに当分館窓口にて利用申請の手続きを完了することが必要です。

窓口受付時間

8:30 ~ 22:00 (12/29 ~ 1/3 を除く)

受付期間

利用希望日の前月1日(2月分については1月4日)より利用申請を受け付けます。*登録団体は利用希望日の前々月1日より受け付けます。

申込方法

当分館窓口にて利用申請書に必要事項を記入のうえ、利用料金を添えてお申し込みください。

ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午前 8:30 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 17:45 ~ 21:45	全日 8:30 ~ 21:45
会議室 (定員36名)	1,200 円	1,800 円	2,200 円	5,200 円
調理室兼商品テスト室 (最大30名)	1,200 円	1,800 円	2,200 円	5,200 円
付帯設備利用料 調理器具(光熱水道費を含む)の料金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	3,000 円

*調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備利用料(1,000円/区分)がかかります。
*団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号 【Tel】 03-3205-1008 【Fax】 03-3205-1007
【Email】 consu@shinjuku-center.jp 【URL】 https://consu.shinjuku-center.jp

消費生活に関する相談はこちらへ

新宿区立新宿消費生活センター 消費生活相談室



悪質商法・契約・解約など…困った時にご相談ください。(相談料無料)

【相談専用電話】03-5273-3830

※月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～17:00
※年末年始(12月29日～1月3日)は休業します。

【対象】 新宿区民の方、新宿区内在勤
または在学の方

【所在地】 新宿区新宿 5-18-21
新宿区役所 第二分庁舎 3階

分館では、消費生活に関する相談業務は行っていません

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター
Rapport 暮らしの交差点

発行人：田中健一朗 編集者：仲田俊輔

発行No：第2019-048号 発行日：2019年11月30日

指定管理者：有限会社そーほっと